

# 企画競争説明書

業務名称：スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（実施フェーズ）

調達管理番号：22a00146

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章「2. 業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年5月11日

独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年5月11日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（実施フェーズ）

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2022年7月 ～ 2026年2月

以下の2つの契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2022年7月 ～ 2024年3月

第2期：2024年4月 ～ 2026年2月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めません。

契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

#### 【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の25%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。

#### 【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の21%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

### 4. 担当部署・日程等

#### (1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Isato.Maiko@jica.go.jp

#### (2) 事業実施担当部

経済開発部 農業・農村開発第一グループ第三チーム

#### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	企画競争説明書に対する質問	2022年5月18日 12時
2	質問への回答	2022年5月23日
3	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年6月3日 12時
5	プレゼンテーション	2022年6月8日 9時30分～
6	評価結果の通知日	2022年6月14日
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

### 5. 競争参加資格

#### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認
- 4) 全省庁統一資格の経過措置

令和4年度は全省庁統一資格の更新時期にあたりますが、更新にかかる期間も考慮し、2022年4月1日～2022年6月30日までの期間を経過措置期間と位置づ

け、当該期間中の公告・公示案件では、令和04・05・06年に加えて、令和元・02・03年の全省庁統一資格にて代替することを認めます。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/information/20211216.html>)

## (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査 (SHEPアプローチ)」(調達管理番号 : 20a01142) の受注者 (有限会社アイエムジー) 及び同業務の業務従事者

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員 (代表者を除く。) については、上記 (1) に規定する競争参加資格要件を求めません (契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります)。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届 (様式はありません。) を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

- ・ 第3章「2. 業務実施上の条件」に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則 (2021年3月31日版)」

「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程 (2021年4月1日版)」及び「情報セキュリティ管理細則 (2021年3月31日版)」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

## 7. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限 : 上記4. (3) 日程参照

2) 提出先 : 上記4. (1) 選定手続き窓口

([outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛、CC: [Isato.Maiko@jica.go.jp](mailto:Isato.Maiko@jica.go.jp))

3) 提出方法 : 電子メール

① 件名 : 「【質問】調達管理番号\_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL の「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4.(3)日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4.(3)日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2021年10月13日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4.(3)日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_(法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書は GIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付 ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_(法人名)\_見積書  
[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料

## 9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザル作成に求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（実施フェーズ）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 プロジェクトの背景

スリランカはインド洋に位置する人口約2,192万人（スリランカ中央銀行, 2020年）の島国である。一人当たりGNIは3,720USD（世界銀行, 2020年）であり、低中位所得国に分類される。近年、スリランカのGDPに占める農林水産業の割合は8.3%（世界銀行, 2020年）であるが、労働人口に占める農業従事者の割合は26.5%（スリランカ統計局, 2020年）を占めている。さらに全人口の78.3%が農村部に住み農村人口の81%が貧困層である（スリランカ統計局, 2019年）ことから、貧困削減、地域格差是正及び地域経済の安定化の観点から、農業セクターにおける農業生産性向上と農家の生計向上の取組は依然として重要である。

2019年に発表された農業政策（National Agriculture Policy : NAP）（2020-2030年）では、従来の生産性向上を重視した政策から、農村地域の経済開発、農業の国際競争力の増大、生計の改善、気候変動への対応力の向上を目的とした政策への移行を打ち出し、農業普及に関しては、現在の不十分な普及体制を強化し、有用な技術及び市場情報の普及促進の必要性を挙げている。また、発注者が実施したスリランカの地方部における農産物サプライチェーンの調査結果によると、農家がアクセスできる流通経路や販売先が限定的であり、かつ流通段階が多く、中間業者による輸送費コスト及び手数料が農家の生計向上の障害となる状況が指摘されている<sup>1</sup>。

本プロジェクトでは、これらの農家周辺の問題を解消することで農家がアクセスできるマーケットを増やし、その過程で発注者が農家の生計向上に有効として各国で実施している市場志向型農業振興（SHEP）アプローチ<sup>2</sup>を活用することで、ひいては農家

<sup>1</sup> JICA（2019年9月）「農業分野に係る情報収集・確認調査」第8章サプライチェーン。

<sup>2</sup> JICAが取り組んでいる市場志向型農業振興（SHEP : Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion）という農業普及手法のこと。2006年にケニアで始まった最初のSHEPでは、農民組織化を推進するとともに、「作物を作ってから売り先を探す」という従来のスタイルではなく、まず市場を知った上で、「売り先を念頭において作物を作る」という市場を意識した農業経営を提案することで、対象農家の所得を大幅に増加させることが出

の生計向上を目指すものであり、スリランカ政府は本プロジェクトの実施を我が国に要請した。

本プロジェクトは計画フェーズと実施フェーズの二段階に分けて計画され、計画フェーズは2021年7月から2022年3月にかけて実施された。計画フェーズでは、対象候補地域の関係者との協議や現状分析、サプライチェーンに係る産官学フォーラムの開催、SHEP課題別研修への参加等を行い、実施フェーズに向けたアクションプラン案が策定された。その後発注者は2022年2月から3月にかけて詳細計画策定調査を実施し、スリランカ政府との協議を通じて本プロジェクトの詳細計画を合意した。本業務は、本プロジェクトの実施フェーズに該当するものである。

### 第3条 プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（実施フェーズ）

#### (2) プロジェクト期間

2021年7月～2025年12月を予定（計4年6か月間）

なお、本業務の対象は以下のうち実施フェーズが該当するが、本契約に先立ち先方実施機関により開始されている。

計画フェーズ：2021年7月1日～2022年3月31日（9カ月）

実施フェーズ：2022年4月1日～2025年12月31日（3年9カ月）

#### (3) 主な関係官庁・機関

実施機関：農業省農業局（以下 C/P という）

協力機関：州政府及び県の農業局及び産学関係者

#### (4) 対象地域

スリランカの園芸農業適地としてC/Pから挙げられた対象4州6県は下記の通り。実施フェーズにおいてプロジェクトの対象郡を決定する。

- 1) ヌワラエリヤ県（中央州）
- 2) マタレ県（中央州）
- 3) アヌラダプラ県（北中部州）
- 4) ハンバントタ県（南部州）
- 5) バドゥラ県（ウバ州）
- 6) モナラガラ県（ウバ州）

#### (5) 上位目標

---

来、その後アフリカ、中東、アジア、中南米の約51か国（2022年3月末時点）に展開している。



プロジェクト対象地域において、サプライチェーンが広く強化され、中小規模農家の生計が向上する。

#### (6) プロジェクト目標

プロジェクト対象の中小規模農家に関わるサプライチェーンが強化され、対象農家の生計が向上する。

#### (7) 期待される成果

##### 【計画フェーズ】

成果1：SHEPアプローチを活用したサプライチェーン強化のアクションプランが関係者間で策定・合意される。

##### 【実施フェーズ】

成果2：対象中小規模農家の市場志向型農業実践のための能力が開発される。

成果3：対象地域の園芸作物に係るサプライチェーンが強化される。

成果4：本プロジェクトを通じて得た経験や知識が国内で広く共有される。

#### (8) 活動

活動1-1：民間業者からの聞き取りを含む現地調査に基づき、関係者間で園芸農業適地から対象地域を選定する。

活動1-2：スリランカの状況に合わせたSHEPアプローチを関係者間で検討し、SHEPに係るアクションプランを策定する。

活動1-3：対象地域の中小規模農家に関わる園芸作物のサプライチェーン（生産・流通・販売）の強化について議論する産官学フォーラムを開催する。

活動1-4：産官学フォーラムにおいて、活動1-2で策定したSHEPのアクションプランについて発表し、関係者間で合意する。

活動1-5：産官学フォーラムの議論を受けて、園芸作物のサプライチェーン分析のワークショップを行い、園芸作物のサプライチェーン上の課題を明らかにする。

活動1-6：特定された園芸作物のサプライチェーン上の課題について、各関係者の役割を確認し、実施可能なサプライチェーン強化に係るアクションプランを策定・合意する。

活動2-1：本邦研修でSHEPアプローチを習得したC/Pが、行政官や普及員に対して同手法を指導する。

活動2-2：対象の各地域で農民グループを選定（形成）する。

活動2-3：活動1-2のSHEPアプローチのアクションプランに基づいて、普及員が対象農家グループに対してSHEPアプローチの活動を実施する。

活動2-4：対象農家グループの活動をモニタリングし、改善すべき事項を反映させたスリランカ版のSHEPマニュアルを作成する。

活動3-1：活動1-6のサプライチェーン強化に係るアクションプランに基づいて、

園芸作物のサプライチェーン上の課題克服のための、具体的なタイムラインを策定する。

活動3-2: サプライチェーン強化に関する活動を実施すると共に、活動を支援する。

活動3-3: 強化されたサプライチェーン関係者と成果2の対象農家とのマッチングや交流を図り、サプライチェーン強化による中小規模農家の生計向上を促進する。

活動3-4: サプライチェーンの強化が中小規模農家の営農に寄与しているかモニタリングを行う。

活動3-5: SHEPアプローチを活用したサプライチェーン強化のガイドラインを作成する。

活動4-1: 政府及び関係者に対して、プロジェクトの成果を広報する。

活動4-2: 対象地域以外の関係者も集めた経験共有セミナーを開催する。

活動4-3: 持続的な活動に向けて、政策・予算編成への反映を促す。

#### 第4条 業務の目的

本事業は、地方農村部の園芸作物適性地域において、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチを活用して、対象中小規模農家に係るサプライチェーンの強化を支援することにより、対象農家の生計向上を図り、もってプロジェクト対象地域においてサプライチェーンが広く強化され、より多くの中小規模農家の生計向上に寄与するものである。

#### 第5条 業務の範囲

本業務は、当機構が2021年5月にスリランカ政府と締結済みのR/D(Record of Discussions)に基づいて実施される「サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト」の枠内で、「第4条 業務の目的」を達成するため、「第6条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

#### 第6条 実施方針及び留意事項

##### (1) プロジェクトの柔軟性の確保

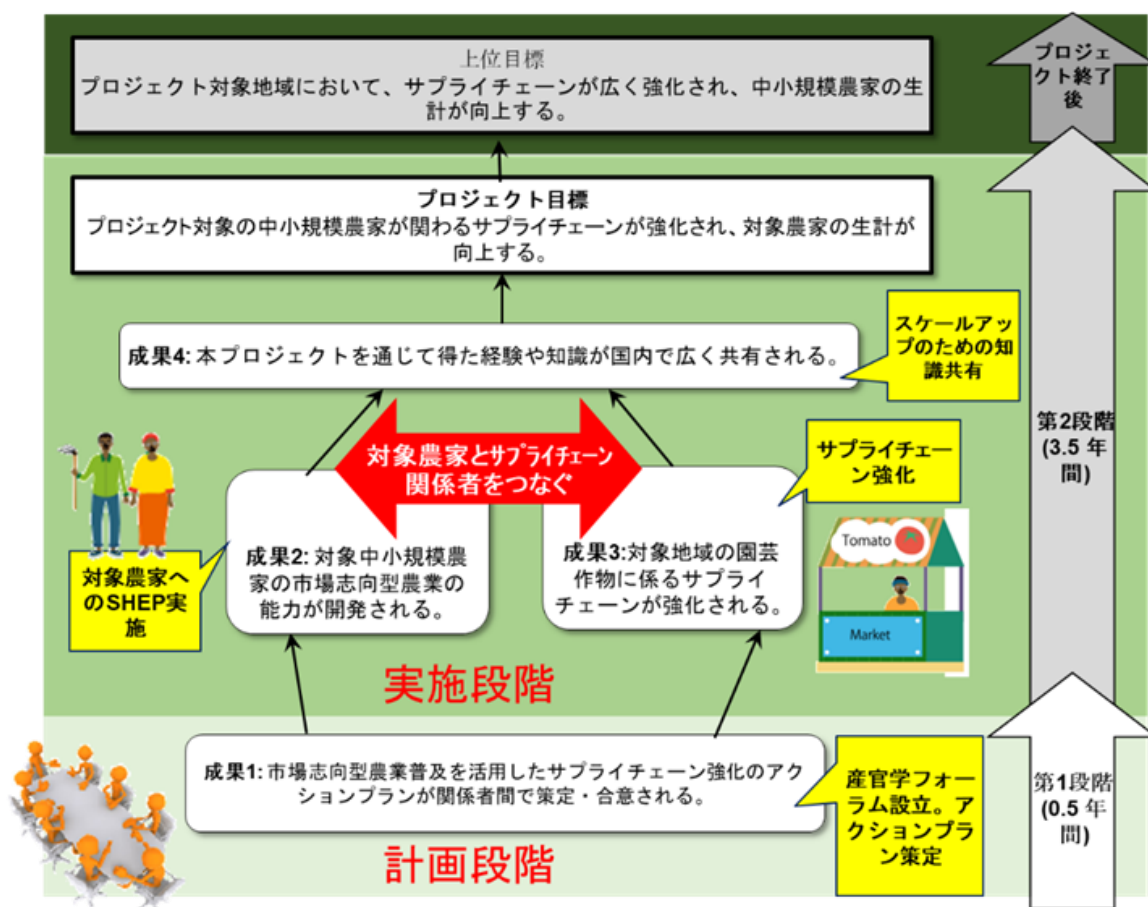
技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜発注者に提言を行うことが求められる。

発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置(先方C/Pとの合意文書の変更、契約の変更等)を取る。

##### (2) 本プロジェクトの構成

本プロジェクトでは、二段階に分けた技術協力<sup>33</sup>を採用しており、第一段階（計画フェーズ）の活動を通じて、C/Pが主体的に行う対象地域、活動内容、サプライチェーンの課題の特定やアクションプランの作成を支援し、同プランに基づいて第二段階（実施フェーズ）でC/Pと共に本格的に活動を実施することとする。なお、本業務はプロジェクト期間のうち第二段階（実施フェーズ）を対象として実施する。第一段階で2つの活動領域に係るアクションプランを策定し（成果1）、第二段階の実施フェーズにおいて両分野に取り組む建付けになっている（成果2、3）。そして活動によって得られた知見を広く共有し（成果4）、プロジェクト目標の達成を目指す。プロジェクトの構成の概念図は図1の通り。

図1 プロジェクトの構成に関する概念図



出所：調査団作成

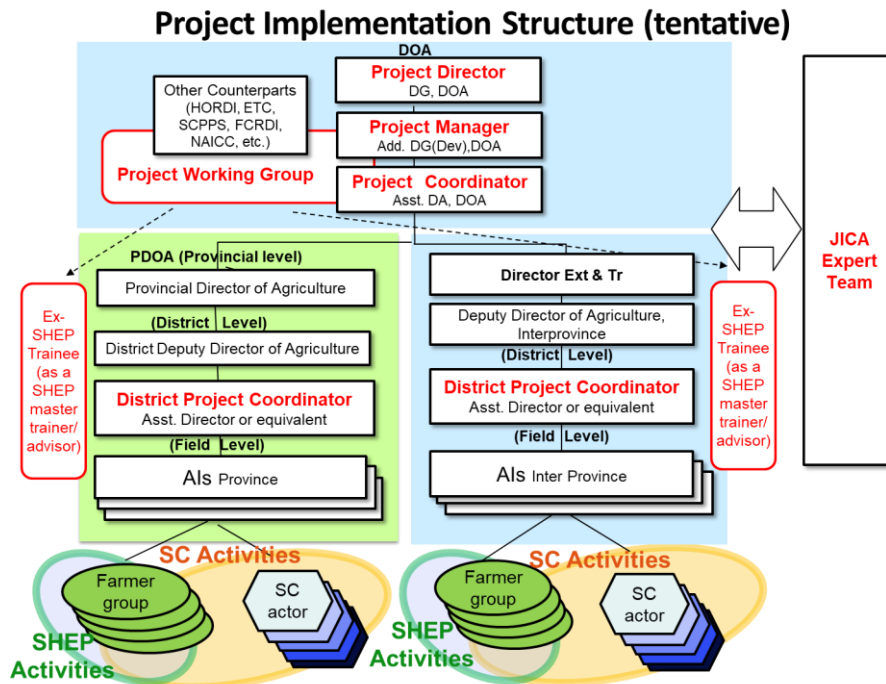
なお、第一段階（計画フェーズ）の実施は、半年の予定であったが、コロナ禍により現地赴任が大幅に遅れ遠隔実施での調査が主になったことから3ヶ月延長している。また第二段階（実施フェーズ）は受注者の現地業務開始（2022年7~8月想定）から3.5年の実施期間を確保し、2022年4月~2025年12月末までの実施期間としている。実施フェーズの2022年4月~7月（受注者の現地業務が開始される前まで）の現地業務はC/Pにより自主的にプロジェクト活動の準備が進められている。

<sup>33</sup> 計画フェーズと実施フェーズの二段階に分けて技術協力プロジェクトを実施する方法。基本的な枠組みを先方政府と合意した後に迅速なプロジェクト実施が可能であり、計画フェーズにおいて実施フェーズの活動の詳細を策定することでより現状に即した活動を行うことができる。

### (3) プロジェクト実施体制

実施フェーズのプロジェクト実施体制は以下のとおりを想定している。

図2 プロジェクト実施体制



出所：調査団作成

中央レベルでは、C/P 及び園芸作物研究開発機関(HORDI)、普及研修センター(ETC)、種子認証植物防除センター(SCPPC)、畑作物研究開発機関(FCRDI)、国家農業情報コミュニケーションセンター(NAICC)といった農業省の関連機関がプロジェクト作業部会を構成し、受注者と密接に協力して、プロジェクト全体の活動を計画・監理する。プロジェクト作業部会の下、SHEP 帰国研修員が対象 6 県のそれぞれで SHEP マスタートレーナー及びアドバイザーの任務を遂行する。地方レベルでは、各県に 1 名の県プロジェクトコーディネータが配置され、SHEP とサプライチェーンの両活動の実施に責任を持つ。県プロジェクトコーディネータの監督のもと、各県は対象郡とともに、SHEP 活動に参加する農家グループを含む幅広いサプライチェーン関係者を対象に、サプライチェーン活動を実施する。

以上を踏まえ、実施フェーズでは中央レベルと州及び県の役割分担を明確の上、必要な連携体制を構築しつつプロジェクト活動を進める。

### (4) SHEP 活動とサプライチェーン活動の統合の戦略について

本プロジェクトでは、サプライチェーン強化活動と SHEP 活動の両方を実施する。本プロジェクトの目的は、サプライチェーン構造の改善を通じて中小規模農家の能力強化を図ることであるため、この 2 つの分野の活動は別々に実施するのではなく、相

乗効果が出る形に統合して実施するのが望ましい。但し統合のタイミングについては、2分野の活動の進捗をモニタリングした上で慎重に決める。

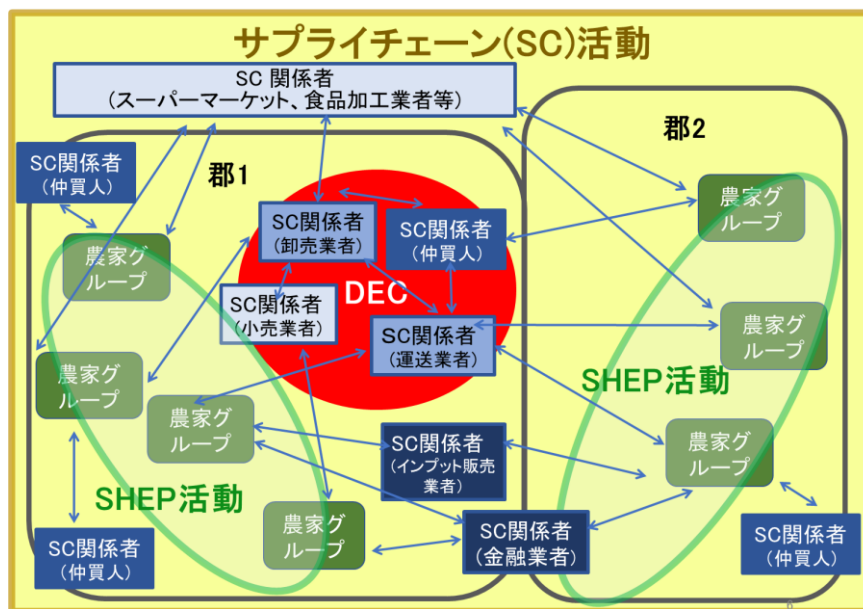
対象県内の複数の Dedicated Economic Centre (DEC)<sup>4</sup>や地方市場など、サプライチェーン改善の拠点となりうる場所をターゲットとする。そして SHEP 活動については、対象の DEC・地方市場へのアクセスが容易な農家を対象に実施することを想定する。対象 DEC 選定の際に優先されるべきと考えられる DEC は下記のとおり。

- 低地野菜の流通を代表する DEC である北中部州アヌラダプラ県のタンブッテガマ DEC
- 高地野菜の流通を代表する中部州ヌワラエリヤ県のヌワラエリヤ DEC

この2つの DEC は、それぞれ流通形態が異なる低地野菜、高地野菜を代表する市場であり、この2カ所でサプライチェーン活動が成功すれば、同じような条件を持つ他の市場のモデルとなる可能性がある。

対象 DEC において、様々なサプライチェーン関係者が参加するサプライチェーン強化活動を実施することに加え、対象 DEC がある郡、及び隣接する複数の郡において、SHEP を実施することを想定している。これらの郡では、DEC 周辺の中規模の農家に対して SHEP 活動を実施し、農家が DEC において信頼できるサプライヤーになれるよう支援する。さらに、DEC を通じてではなく、農家から直接農産物を購入するスーパーマーケットや輸出業者、食品加工会社といった近代的流通システム上のアクターも、サプライチェーン活動に参加することとする。この構図を表したものが図3である。

図 3 DEC 中心に据えたサプライチェーン活動及び SHEP 活動



(注)濃青のボックスで示したSC関係者は、サプライチェーンの上流に位置し、青が薄くなるに従い下流に位置していることを示す。ただし、農家グループについては例外的に緑のボックスで示した。

出所：調査団作成

<sup>4</sup> 取引専用センター（公的な卸売市場）

(5)対象農家グループの数及び対象郡の数について

詳細計画策定調査におけるC/Pとの協議では、SHEP対象農家グループ数を3年間で100程度とすることで合意に至った。具体的にどのような規模で対象農家グループを毎年選定していくのかについては以下の表1を想定している<sup>5</sup>。

表1 年ごとのSHEP農家グループ数とサプライチェーン活動計画（暫定）

DEC/地方市場	県	郡	農家グループ数			計
			1年目	2年目	3年目	
タンブッテガ マDEC	アヌラダ ラ	ラジャンガナヤ・サ ウス	4	(2)	(2)	4 (4) 計: 8
		(DECの近隣郡)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
		(DECの近隣郡)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
ヌワラエリヤ DEC	ヌワラエリ ヤ	ヌワラエリヤ	4	(2)	(2)	4 (4) 計: 8
		(DECの近隣郡)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
		(DECの近隣郡)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
カッペティボ ラDEC	バドゥッラ	ウェリマダ	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
		(DECの近隣郡)	-	-	4	4 (0) 計: 4
		(DECの近隣郡)	-	-	4	4 (0) 計: 4
	マタレ	(郡は後で決定)	4	(2)	(2)	4 (4) 計: 8
		(郡は後で決定)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
	モラナガラ	(郡は後で決定)	4	(2)	(2)	4 (4) 計: 8
		(郡は後で決定)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
	ハンバン ト タ	(郡は後で決定)	4	(2)	(2)	4 (4) 計: 4
		(郡は後で決定)	-	4	(2)	4 (2) 計: 6
<b>3DEC</b>	<b>6県</b>	<b>15郡</b>	<b>20 (0) 計: 20</b>	<b>32 (10) 計: 42</b>	<b>8 (26) 計: 34</b>	<b>60 (36) 計: 96</b>

(注) カッコが付いていない数字は（網掛け部分）、プロジェクトチームによって直接支援される農家グループの数を示す。カッコが付いている数字は、プロジェクトチームの直接的な支援を受けた郡において、翌年以降、DOAがそれぞれの組織のイニシアチブによってSHEP活動を行う農家グループの数を示す。これを間接支援と呼び、プロジェクトチームからの支援は最小限にとどめる。

出所：調査団作成

また、郡の数について、計画フェーズでは、6県から3郡ずつ、計18郡を対象とすることで暫定的に合意していた。しかし、対象郡が広範囲にわたると、プロジェクトの効果が希薄になる可能性が増すことから、対象郡数を減らすことも検討する。実施

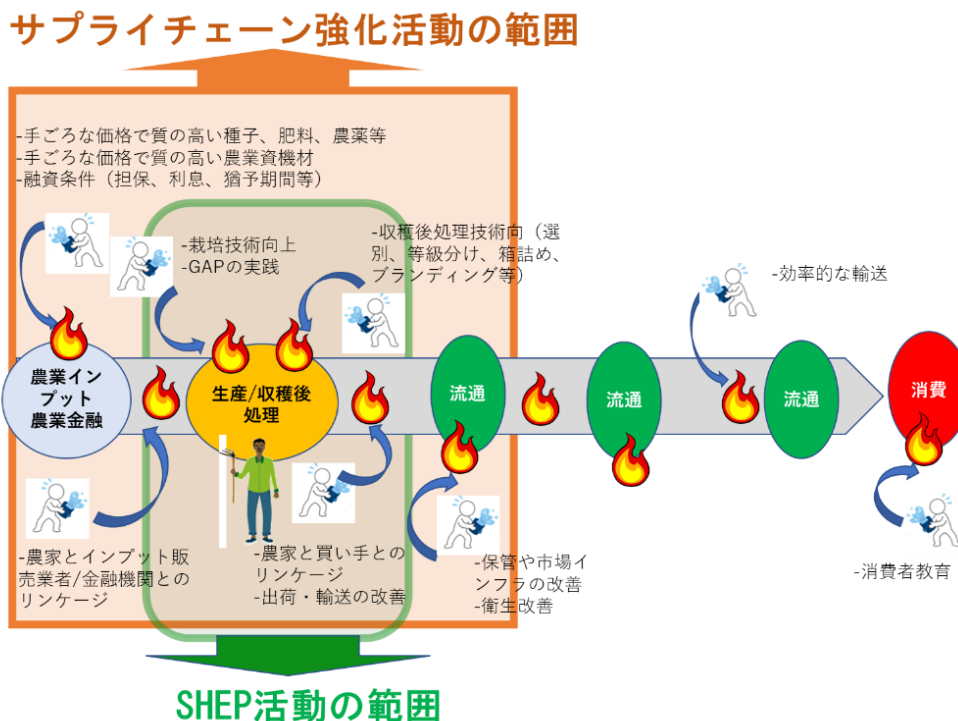
<sup>5</sup> より良い提案やアイデアがある場合は、プロポーザルにて提案すること。

フェーズの初期の段階で、最大限の効果を得るためにどの郡を除外し、あるいは追加するかをC/Pとの協議を通じて決定する。対象農家グループの数及び郡の数については、実施フェーズ開始1年後の活動実績を考慮した上で現実的な数値となるよう調整する。プロジェクト期間中に円滑に他所で展開が可能なSHEP実施メカニズムを開発することが出来た場合には、対象農家グループ数を100以上に増やすことも検討する。

## (6) サプライチェーン強化活動の範囲

成果3「地域の対象園芸作物に係るサプライチェーンが強化される」の達成のために、プロジェクトは、農家と直接やり取りを行う市場関係者が参加できるようなメカニズムを開発することを目指す。そのメカニズムを通じて、サプライチェーンのボトルネックを特定し、解決するための議論をし、具体的なアクションを起こす。農家と直接のやり取りがないサプライチェーン関係者についてもボトルネックは存在すると考えられるが、対象を農家としないサプライチェーン強化の活動の多くはC/Pの業務所掌の対象外になることから、プロジェクトの範囲外とし、課題解決のための活動は基本的には行わない。プロジェクトは生産に直接及び間接的に関わる部分、つまり農家及び農家と直接やり取りを行うサプライチェーン上流・下流の市場関係者が抱える問題にフォーカスする。以下の図は、こうしたサプライチェーン強化活動の範囲、そして農家の生産と市場へのアクセス改善を主たる活動領域とするSHEPの範囲について示したものである。

図4 サプライチェーン強化活動とSHEP活動の範囲



出所：調査団作成

## (7) 他ドナーとの連携

国際農業開発基金(IFAD)「小規模農家アグリビジネスパートナーシッププログラム」(SAPP, 2017-2023年)、世界銀行「農業セクター近代化プロジェクト」(2016-2023年)、EU「農業の近代化のための技術協力プログラム(TAMAP, 2018-2021年)」といった他ドナーによるプロジェクトが同じ対象州で実施されている。対象県や郡が重複する場合においてはこれらの事業との連携を検討する。本プロジェクトでは主に農家中心の課題の支援に重点を置くが、上記事業で実施するサプライチェーンの川下部分への支援(加工・流通・販売)と連携し、相乗効果を高めることが期待できる。

#### (8)バリューチェーン分析調査(活動1-6)の実施フェーズにおける継続実施

活動1-6「特定された園芸作物のサプライチェーン上の課題について、各関係者の役割を確認し、実施可能なアクションプランを策定・合意すること」において、計画フェーズでC/Pや関係者との協議を通じ、アクションプランについて協議された。しかし、詳細計画策定調査では、計画フェーズでC/Pから提案されたサプライチェーンのアクションプランは断片的な活動内容となっており、サプライチェーンの改善に具体的且つ効果的な影響を与えづらいと考え、再度検討する必要があると結論づけた。そのため、実施フェーズの最初の半年間においては、詳細計画策定調査の結果を踏まえ、アクションプラン改訂にかかる活動を継続して実施する。

#### (9)課題別研修への参加に係る人選の助言

発注者が実施する課題別研修(①市場志向型農業振興、②地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築)へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。研修参加にあたっては、JICAスリランカ事務所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行う。また、オンラインで受注者の研修へのオブザーバー参加が容易な場合、かつ参加する研修員が本プロジェクトの直接的な関係者の場合、インセプションレポートやアクションプラン作成時には、研修員への助言を行うことを推奨する。なお参加人数については適宜、経済開発部とも相談する。

#### (10)資機材供与について

サプライチェーンアクションプランで特定された資機材については、その妥当性・有効性を検討した上で、園芸サプライチェーンの強化のために農家グループあるいはサプライチェーン関係者へ供与する。ただし、提供にあたっては、プロジェクト受益者に援助依存が生じないよう、慎重な対応が必要である。受益者費用負担の仕組みを導入したり、資機材供与前に受益者が十分なパフォーマンスを上げているか確認したりするなど、適切な方策を策定し、実施することが必要である。

一方、プロジェクトで行うSHEP活動では、通常のSHEPアプローチと同様、農家に対して物品供与は行わず、研修によりスキル・知識向上を目指すためのプログラムであることを農家に対して明言することとする。



## (11)ジェンダー平等、社会包摂及び貧困削減

ジェンダー平等及び社会的包摂の推進のために、現場活動の実施に当たっては、以下の措置を講じる。

- 男女混合グループと女性グループとの両方を支援の対象とする。男女混合グループを支援対象とする際には、女性を優先させたり、女性がリーダーとなることを推奨したりする。そのうえで、ジェンダーに配慮した活動を行う。実施者側についても、女性職員のプロジェクトへの参加を積極的に推進する。
- 社会的少数派や社会経済的弱者（先住民族、少数民族、宗教的少数派、土地なし農民等）の包摂に積極的に取り組み、必要に応じてそれぞれの属性に応じた配慮を行う。
- 基本的に本プロジェクトは、自家消費を主目的とする生産者ではなく、既に市場向けの農作物の生産を行っている農家を対象にすることになる。従って、対象農家の大半は貧困線以上の生活を営んでおり、市場向け農業に投資するための余剰収入をある程度得ていることが予想される。しかし、特にバドゥラ県やヌワエリヤ県など、他の対象6県に比べ貧困率が高い地域では、対象農家グループの中に貧困層が含まれている場合もあると予想される。従って、プロジェクトでは、このような社会経済的弱者に配慮し、彼らに適用可能な技術の提供や生産コスト削減のための工夫を行う。

## (12) C/P の側面支援の視点、オーナーシップの確保

本プロジェクトにおいて目指すところは、農家、そしてサプライチェーン上の関係者が園芸作物生産販売ビジネスの「力をつける」ことであり、C/P が果たす役割とは、農家やサプライチェーン関係者が力を付ける過程を支援することであり、政府が率先して農家と市場関係者との取引をお膳建てすることではない。C/P は農家やサプライチェーン上の関係者の能力開発の側面支援に徹するべきである。受注者は、上記の視点に留意した上で、C/P の主体性を尊重しそのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫する。

## (13) 広報活動

本プロジェクトの実施にあたっては、その意義、活動内容、成果について、スリランカ及び日本の国民が広く理解できるような広報活動に努める。また、他ドナーからの理解も得られるように情報共有を図る。

## 第7条 業務の内容

【第1期：2022年7月 ～ 2024年3月】

[プロジェクト全般に係る活動]

(1) 業務計画書の作成

受注者は、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

- (2) ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシートVer.3～Ver.5の作成・協議  
本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査結果等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、業務実施に関する基本方針（実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワーク・プラン（第1期原案）（英文）及びモニタリングシートVer.3として作成する。

ワーク・プラン及びモニタリングシートを基に、C/P機関と協議、意見交換し、プロジェクトの全体像を共有する。その後、発注者の確認を得たうえで、ワーク・プラン（第1期）及びモニタリングシート Ver.3として取り纏め、C/P機関と合意する。

なお、本プロジェクトでは、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングを、受注者及びC/Pが協働でモニタリングシートを作成し、実施する。モニタリングシートはJCC等C/P機関と定期の協議に活用する基本文書とし、JCCでの事業進捗や成果の発現状況の確認及び懸案事項の解決に向けた実質的な協議を促進するよう本シートを活用する。

- (3) JCCの設立及び開催

受注者はJCCの開催を支援すると共に、メンバーとして同会合に参加する。また、定期会合における活動報告に関しては、各種レポートやビデオ・写真等の視聴覚ツールを活用する。

- (4) キックオフミーティングの開催

実施フェーズの活動方針及び内容の周知を目的に、キックオフミーティングの開催を関係者に提案する。同ミーティングでは、計画フェーズの活動振り返り、ワーク・プランの説明、モニタリングシートVer.3の内容確認を行う。

- (5) プロジェクト広報資料の作成

本プロジェクトにおいてはプロジェクトが広く認知されるような資料をC/P機関等と協議の上作成し、スリランカ事務所と経済開発部に共有する。（HP立ち上げや1枚紙のチラシ作成といった広報資料を想定）

- (6) 運営指導調査の実施

発注者による運営指導調査の実施を予定している。プロジェクトサイト訪問やSHEP帰国研修員のフォローアップを実施する為、準備及び受け入れを行う。

- (7) 課題別研修への参加に係る人選の助言

発注者が実施する課題別研修（①市場志向型農業振興、②地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築）へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。参加人数については、それぞれ①3名、②1名（2022年度から対象）を予定している。研修参加にあたっては、JICAスリランカ事務所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行う。また、オンラインで受注者の研修へのオブザーバー参加が容易な場合、かつ参加

する研修員が本プロジェクトの直接的な関係者の場合、インセプションレポートやアクションプラン作成時には、研修員への助言を行うことを推奨する。なお参加人数については適宜、経済開発部とも相談する。

- (8) プロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.6の作成  
第1期終了時に活動状況をプロジェクト事業進捗報告書及びモニタリングシート Ver.6として取りまとめ発注者に提出する。

#### [成果1に係る活動]

- (9) バリューチェーン分析調査を通じたサプライチェーンアクションプランの具体化

サプライチェーンのアクションプランについて、詳細計画策定調査結果を踏まえ、DEC や主要な地方市場を拠点として、関連するサプライチェーン関係者の観察やインタビューを行う実地調査を行い、特定の地域や商品に焦点を当てた改訂版アクションプランを策定する。

この調査では、代表的であり有望ないくつかの園芸作物のバリューチェーン分析をすることで、どこに、どのようなボトルネックがあるかを特定し、サプライチェーンの関係者の参加を通じて、そのようなボトルネックの克服を促進するメカニズムを提案する<sup>6</sup>。

#### [成果2に係る活動]

- (10) SHEP 帰国研修員のためのリフレッシャー研修の実施

活動2-1「本邦研修で SHEP アプローチを習得した C/P が、行政官や普及員に対して同手法を指導する。」に先駆けて、リフレッシャー研修を開催する要望が C/P より出ている。過去2年間において8人の職員が SHEP 課題別研修に参加した(2022年3月末時点)。彼らは今後 SHEP マスタートレーナーやアドバイザーとしてプロジェクト活動を主導的に実施していく立場となる。ただ、研修を受けてからかなり時間が経過しているため、自信をもって期待される役割を担っていけるよう、リフレッシャー研修を開催する必要がある。2022年8月にオンラインにて開催予定の SHEP 課題別研修に合わせてリフレッシャー研修を開催し、新たに研修に参加する職員と共に SHEP を再度学ぶアレンジとする。リフレッシャー研修では、講義・発表と共に市場調査の演習を行うなど、実践的な内容にする<sup>7</sup>。

- (11) 対象農家選定基準の設定

活動2-2「対象の各地域で農民グループを選定(形成)する。」において、対象農家グループを選定する際に明確な選定基準を設ける必要がある。プロジェ

<sup>6</sup> 本調査については、具体的な調査方法と必要な期間、実施体制等のアイデアについてプロポーザルにて提案すること。ローカルコンサルタントやNGO等への現地再委託を可とする。同経費は本見積りに含めること。

<sup>7</sup> なお、リフレッシャー研修の内容、実施方法、期間、実施体制については、プロポーザルにて提案すること。

クトは、中小規模農家<sup>8</sup>の能力強化を目的としているため、対象農家の農地は0.1～2ヘクタール<sup>9</sup>とすることが望ましい。その他、ジェンダーバランス、グループサイズ、グループのステイタス、メンバーの経済状態、そして最も重要な要素としてメンバーが物的支援に頼らず新しい技術や技能を習得しようとする意欲があるかどうかといった点を考慮し、選考基準を設定する<sup>10</sup>。

## (12) SHEP アクションプラン（県レベル）の策定及び実施支援とフォローアップ

SHEP アクションプランは①中央レベル、②対象県レベルと、2つの異なるレベルでそれぞれアクションプランを策定する必要がある。計画フェーズにおけるC/Pとの協議の結果、計画フェーズでは中央レベルのアクションプランを策定し、県レベルのアクションプランは実施フェーズ開始後に対象県の政府職員と合同で策定することとした。そのため、中央政府のSHEP アクションプランは計画フェーズにおいて策定されているが、各県でのアクションプランは実施フェーズにおいて策定する必要がある。また、県レベルでのアクションプラン策定後は計画に沿った活動の実施支援とフォローアップの実施を行う。

2022年4月～7月までの受注者の不在期間は、C/Pの予算でプレ活動（教材作成、農家グループの選定等）を継続することを予定しているため、第1期の開始後にC/Pが独自に進めている活動の進捗と内容を把握する。

対象郡の普及員に対する技術指導は、TOT研修と現場でのOJT研修の2段階構成を想定している。TOT研修ではSHEPの概念からステップごとの具体的な作業手順と内容、留意事項などを説明する。実施に当たっては、SHEP課題別研修の受講生をトレーナーとして各県の指導者として配置し、OJT形式で指導を行う。実施フェーズにおけるSHEPアクションプランの実施の枠組は表1を想定している。また、実施フェーズ1年目を終えた段階で、活動実績を振り返り、農家グループ数と対象郡の数については見直しを実施する。

## (13) モニタリング及びスリランカ版のSHEPマニュアルの作成

活動2-4「対象農家グループの活動をモニタリングし、改善すべき事項を反映させたスリランカ版のSHEPマニュアルを作成する。」に関して、モニタリングには、ベースライン調査、エンドライン調査が含まれる。また、SHEPマニュアルの作成については、C/Pによるシンハラ語及びタミル語版のSHEPマニュアルの作成の進捗を確認するとともに、内容の確認及びスリランカならではの特性についても反映する様に後方支援を行う。

### [成果3に係る活動]

<sup>8</sup> 対象農家は中小規模農家と規定されているが、詳細計画策定調査の団長所感において、「スリランカにおける中規模農家は、一人当たりの栽培面積が小さく、中東や中南米、アフリカからすると小規模農家にカテゴライズされる規模」と考察されている。

<sup>9</sup> スリランカにおける中小規模農家の定義は農地面積が0.1～8ヘクタールとかなり幅があるが、詳細計画策定調査時にC/Pと協議した結果、プロジェクトでは0.1～2ヘクタールを対象にすることで合意。

<sup>10</sup> 現時点での選定基準案をプロポーザルで提案すること。

#### (14) サプライチェーンアクションプランのタイムラインの策定

活動1-6のサプライチェーン強化に係るアクションプランが策定された後に、園芸作物のサプライチェーン上の課題克服のための具体的なタイムラインを策定する。

#### (15) サプライチェーンアクションプランとモデルの確立

2つのDECにおけるモデルの確立を目指す。DECだけでなくスーパーマーケットやハイエンド消費者へ農家から直接つなぐチェーンの構築、あるいは農家が集まり起業するような他のオプションについてもモデルを構築する。

具体的なサプライチェーン改善活動を考案する際には、既に確認されている先行事例を参考にする。例えばバドゥツラ県では、C/Pが主催したGAP視察ツアーに参加した複数の若手農家が、コロomboの輸出業者やケータリング会社といったマーケットへの直売のポテンシャルに気づき、その後、野菜出荷販売を行う企業を30人の農家株主により立ち上げたという好事例がある。設立から5年目となる現在では、200~300人の近隣農家が共同出荷を行うまでに規模が拡大している。元々は個人として農業を営んでいた農家が、なぜ組織化しようという考えに至ったのか、そしてそのプロセスにおいてC/Pからあるいは他の関係組織からどのような支援を受けて近代流通システム参入に伴う困難を克服したのか、といった点に着目し、他所でも適用可能な成功の仕組みを探り出し、プロジェクトにて活用する。

#### (16) モニタリングの実施及びガイドラインの作成

サプライチェーンの強化が中小規模農家の営農に寄与しているかモニタリングを行う。モニタリングには、ベースライン調査及びエンドライン調査が含まれる。また、SHEPアプローチを活用したサプライチェーン強化のガイドラインを作成する際には、モデルケースとなるグッドプラクティスを分析し、他所でも適用可能な成功の仕組みを掲載する。

### [成果4に係る活動]

#### (17) 広報活動及び経験共有のためのセミナーの開催

政府及び関係者に対して、プロジェクトの成果を広報する。その機会の一つとして対象地域以外の関係者も広く集めた国レベルでの経験共有セミナーを実施期間中に1回は開催する。

【第2期：2024年4月～2025年12月】

### [プロジェクト全般に係る活動]

#### (18) ワーク・プラン（第2期）の作成・協議

第1期の活動の結果・教訓を踏まえ、第2期の活動の基本方法、業務工程計画、具体的方法等を記述したワーク・プラン（第2期原案）（英文）を作成し、C/Pと協議、意見交換を行い、第2期の活動内容をワーク・プランとして合意する。

(19) モニタリングシート Ver.7～9の作成及び提出

受注者は、6ヶ月毎に本プロジェクトのモニタリングをC/Pと協働で実施し、モニタリングシートに取り纏めJICAに提出する。

(20) JCC の開催

第1期に引き続き、受注者は先方政府による JCC の開催を支援する。

(21) プロジェクト広報資料の作成

第1期に引き続き、本プロジェクトにおいてはプロジェクトが広く認知されるような資料をC/P等と協議の上作成する。

(HP更新や1枚紙のチラシ作成といった広報資料を想定)

(22) 課題別研修への参加に係る人選の助言

発注者が実施する課題別研修（①市場志向型農業振興、②地域アグリビジネス振興のためのフードバリューチェーン構築）へプロジェクト関係者を参加させることにより、人材育成を図ることを予定している。参加人数については、それぞれ①3名、②1名（2022年度から対象）を予定している。研修参加にあたっては、JICAスリランカ事務所とも協議しつつ、適切な人選がなされるように助言を行う。また、オンライン実施で受注者の研修へのオブザーバー参加が容易な場合、かつ参加する研修員が本プロジェクトの直接的な関係者の場合、インセプションレポートやアクションプラン作成時には、研修員への助言を行うことを推奨する。なお参加人数については適宜、経済開発部とも相談する。

(23) プロジェクト全体のエンドライン調査の実施

プロジェクト終了時に、サプライチェーン関係者や対象農家からのインタビュー調査等によるプロジェクトの成果をはかるエンドライン調査を実施する<sup>11</sup>。

(24) 終了時評価調査団の実施支援

プロジェクト終了半年前を目途に JICA 調査団による終了時評価を予定している。本調査団の派遣に際しては、受注者は、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地調査において必要な便宜を供与する。

(25) 事業完了報告書及びモニタリングシート Ver. 10 の作成

---

<sup>11</sup> 実施については現地再委託での調査を認める。同経費は本見積りに含めること。

契約期間の終了時に、契約全期間の活動状況を取りまとめ、事業完了報告書及びモニタリングシート Ver. 10 として取りまとめる。報告書には、本プロジェクトの成果が持続的に定着しインパクトを残すための提言を含む。

#### [成果2に係る活動]

##### (26) SHEP アクションプランに沿った活動の実施支援とモニタリングの実施

策定された SHEP アクションプランに沿った活動の実施支援とフォローアップの実施を行う。また、モニタリングには、ベースライン調査、エンドライン調査が含まれる。

##### (27) スリランカ版の SHEP マニュアルの作成

C/Pによるシンハラ語及びタミル語版の SHEP マニュアルの作成の進捗を確認するとともに、内容の確認及びスリランカならではの特性についても反映する様に後方支援を行う。

#### [成果3に係る活動]

##### (28) サプライチェーンアクションプランとモデルの確立

2つのDECにおけるモデルの確立を目指す。DECだけでなくスーパーマーケットやハイエンド消費者へ農家から直接つなぐチェーンの構築、あるいは農家が集まり起業するような他のオプションについてもモデルを構築する。

##### (29) モニタリングの実施及びガイドラインの作成

サプライチェーンの強化が中小規模農家の営農に寄与しているかモニタリングを行う。モニタリングには、ベースライン調査及びエンドライン調査が含まれる。また、SHEPアプローチを活用したサプライチェーン強化のガイドラインを作成する際には、モデルケースとなるグッドプラクティスを分析し、他所でも適用可能な成功の仕組みを掲載する。

#### [成果4に係る活動]

##### (30) 広報活動及び経験共有のためのセミナーの開催

政府及び関係者に対して、プロジェクトの成果を広報する。その機会の一つとして対象地域以外の関係者も広く集めた国レベルでの経験共有セミナーを可能な限り2回開催する。実施フェーズの成果2及び3に関係する活動の中で発見したグッドプラクティスを分析し共有する。2回目は総まとめの機会として、SHEPマニュアルやサプライチェーンガイドラインについても共有する。

## 第8条 報告書等

### (1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は、以下の通り。なお、受注者は第1期開始時に、R/Dに添付されたPDM・PO Version0を基にモニタリングシ

ト Ver.3を作成し、以降6カ月毎に、C/P機関と合同でモニタリングシートを更新・提出する。本契約における提出物は、上記モニタリングシートに加え、第1期はプロジェクト事業進捗報告書、第2期は事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付する。

期	レポート名	提出時期	部数
第1期	ワーク・プラン（第1期） （モニタリングシート Ver.3を含む）	業務開始から約3か月後 （2022年11月上旬）	英文:5部
第1期	モニタリングシート Ver.4～5	Ver.4はVer.3提出の4か月後 （2023年3月上旬） 以降6か月ごとに提出	英文:1部
第1期	プロジェクト事業進捗報告書 （第1期）（モニタリングシート Ver.6を含む）	第1期終了時 （2024年3月上旬）	英文：5部 和文：1部
第2期	ワーク・プラン（第2期）	業務開始から約3か月後	英文:5部
第2期	モニタリングシート Ver.7～9	Ver.7はVer.6提出の6か月後 （2024年9月上旬） 以降6か月ごとに提出	英文:1部
第2期	事業完了報告書 （第2期）（モニタリングシート Ver.10を含む）	契約終了1カ月前 （2025年12月下旬）	英文:5部 和文：3部 CD-R：1枚

※各レポートは電子データでも提出する。また、モニタリングシートは全期間通して英文のみで作成、提出する。

事業完了報告書は製本し、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は発注者側と協議を行う。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は以下の通りとし、モニタリングシート及びプロジェクト事業進捗報告書／事業完了報告書の記載項目は所定の様式を網羅する。最終的な記載項目の確定に当たっては、発注者と受注者で協議、確認する。

ア) ワーク・プラン記載項目（案）



- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の具体的方法
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与負担事項
- i) その他必要事項

イ) モニタリングシート記載項目

配付資料参照

ウ) プロジェクト事業進捗報告書／事業完了報告書記載項目（案）

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（業務フローチャートに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) プロジェクト目標の達成度（JCCやモニタリングシートの概要、評価6項目等）
- e) 上位目標の達成に向けての提言
- f) 次期活動計画（進捗報告書のみ）（第1期のワーク・プランに相当する内容）

添付資料

- ① PDM（最新版、変遷経緯）
- ② 業務フローチャート
- ③ 詳細活動計画
- ④ 専門家派遣実績（要員計画）（最新版）
- ⑤ 研修員受入れ実績
- ⑥ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ⑦ 各種委員会議事録等
- ⑧ モニタリングシート
- ⑨ その他活動実績

注) e) 及び⑥の引渡リストは事業完了報告書のみ記載

## (2) コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題

イ) 活動に関する写真

ウ) 業務従事者の従事計画／実績表

## (3) 議事録等

各報告書に関するC/Pとの協議概要を協議議事録に取りまとめ、発注者に速やかに提出する。また発注者が開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3営業日以内に発注者に提出する。

## (4) 現地業務報告

原則として、業務主任者が現地から帰国するごとにJICA本部（経済開発部及び関係部）に対し、現地業務報告を行う。

## (5) その他

上記提出物の他、発注者が必要と認め、書面により報告を求める場合には、これを速やかに提出する。

## プロポーザルにて提案を求める事項

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める事項	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	期分けの時期	第1章 3(4) 契約履行期間(予定) (P.2)
2	年ごとの SHEP 農家グループ数とサプライチェーン活動計画	第2章 第6条(5) (P.8)
3	バリューチェーン分析調査の調査手法、期間、実施体制	第2章 第7条 【第1期】成果1に関わる活動 (P.13)
4	SHEP 帰国研修員のためのリフレッシャー研修の実施手法、期間、実施体制	第2章 第7条 [成果2に係る活動] (10) (P.13)
5	対象農家選定基準の設定	第2章 第7条 (11) P.14

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330\\_01.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220330_01.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：フードバリューチェーン強化における各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者／市場志向型農業振興
- フードバリューチェーン

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 31.00 人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／市場志向型農業振興）】

- ① 類似業務経験の分野：市場志向型農業振興分野における各種業務
- ② 対象国及び類似地域：スリランカ国及び全途上国
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：フードバリューチェーン】

- ① 類似業務経験の分野：フードバリューチェーン分野における各種業務
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本件にかかる業務工程は、2022年7月に開始し、2026年2月までの約3.7年間の実施を目処とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 62.00 人月（現地：60人月、国内：2人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/市場志向型農業振興（2号）
- ② フードバリューチェーン（3号）
- ③ 園芸作物
- ④ 研修計画

3) 渡航回数を目途 合計40回（4名×10回渡航）

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- バリューチェーン分析調査
- プロジェクト全体にかかるエンドライン調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- スリランカ国サプライチェーン強化を通じた中小規模農家の生計向上プロジェクト（計画フェーズ）業務実施報告書
- R/D

2) 公開資料

- スリランカ国農業分野に係る情報収集確認調査報告書  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12326260.pdf>

## (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンタパートの配置	有
2	通訳の配置（シンハラ語⇄英語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wifi	有

## (6) 安全管理

- ・ JICA 安全対策措置及び安全対策マニュアル、外務省・大使館が発信する海外安全情報、JICA 事務所が発信する安全対策情報を踏まえた行動をとる。
- ・ 2019 年 4 月の連続爆発テロ事案では大型ホテル、教会において外国人を含む多数の死傷者が発生したことに十分留意の上、外国人の多く利用するショッピングモールや大型のホテル、レストラン、バー、そしてオフィスビル等への訪問及び滞在は最小限に留める。特に、上記ホテルやオフィスビルでは、ロビーでの滞在時間を極力短くする。また、教会・仏教寺院・モスク等の宗教関連施設には極力近づかないようにする。
- ・ 政府、軍関係施設や不特定多数が集まる政治集会及びデモの現場等には近寄らない。また、駅・バスターミナル等の公共施設には不用意に近づかず、必要な場合も滞在は最小限とする。
- ・ 仏教／ヒンドゥー教／イスラム教／キリスト教の各宗教記念日、イスラム集団礼拝日である金曜日及びその他宗教上の治安リスクが高いと考えられる期間は不要な外出を控える。
- ・ 施設内立入りの際の身分確認、チェックポイントでの検問等に備え、必ず身分証明書等を携行する。
- ・ 携帯電話及び充電器を常に携行するとともに通話可能な状態としておく。
- ・ 空港においては、出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであることから滞在時間を必要最小限とする。出発にあたってはなるべくチェックイン開始時刻に空港に到着し、速やかに諸手続きを済ませて制限区域内に入る。
- ・ 一人歩きや、夜間の外出は最小限に留める。
- ・ 夜間(22 時以降)の都市間移動は、原則禁止とする。なお、公共交通機関による移動は、19 時～5 時まで原則禁止とする。
- ・ 肌の露出を控える等、目立たないように心掛ける。
- ・ 北部州ムライティブ県の国道 A9 号線から東の地域に渡航する場合は、最新の現地治安情勢について事前に事務所に確認するとともに、夜間の移動は最小限に留めること。加えて、地雷原の警告表示に注意すること。また、交通量の多い幹線道路を通行し、海岸や森林・草原地帯などには不用意に立ち入らない。
- ・ 東部州バティカロア県については、2019 年 4 月の連続爆発テロ事案においても教会の爆破等のテロ現場となったことを踏まえ、最新の治安情勢と渡航可否につい

て事前に JICA スリランカ事務所と確認する。

### 3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他
  - ・ 特になし

#### （3）定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- ・ 特になし

#### （4）外貨交換レートについて

・ JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)）

### 5. その他留意事項

#### ● 新型コロナウイルスによる影響への配慮

2020年初頭からのCOVID-19の世界的流行に伴い、出入国の制限や航空便の減少といった影響が生じました。本業務においては、現地渡航が可能である想定でプロポーザルを作成いただきますが、COVID-19を含め今後渡航が困難となった場合でも、業務の継続性確保に寄与する工夫（遠隔で従事しうる業務体制、遠隔を補

完する現地側サポート体制など) についてプロポーザルに含めてください。

- スリランカへの渡航に必要な準備期間  
スリランカへの渡航に際しては、コロナ禍の影響により、査証取得等のため現状2か月半～3か月間の準備期間を要しています。渡航計画については、準備期間も勘案の上、検討ください。
- 物価高騰、物資不足  
2022年3月の物価は前年同月比で121.5%(国勢調査統計局 Department of Census and Statistics)、ガソリンは2022年1月2022年4月までに1.9倍、ディーゼル価格は1.38倍に高騰しています。他にも、外貨不足が原因で輸入ができないために化学肥料、農薬の価格は入手が困難になっています。このような状況下のため、必ずしも計画通りに活動が進まない可能性があります。プロジェクトの柔軟性を確保しながら活動を進めることとしてください。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領



## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>( 10 )</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>( 40 )</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>( 50 )</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>( 34 )</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／市場志向型農業振興</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／○○○○</u>	-	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国・地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>フードバリューチェーン</u></b>	<b>( 16 )</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国・地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	5	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 上記4.（3）日程参照  
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
  
2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teams による実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
  - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
  - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
    - ① Microsoft-Teams を使用する会議  
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams の音声機能によるプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
    - ② 電話会議  
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上